

地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

令和元年度の地方消費税（社会保障財源化分）の収入額及び充当状況は以下のとおりです。

(歳入)		
	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	255,699 千円
(歳出)		
	社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	255,699 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	市債	その他	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	その他
社会福祉	障害者総合支援費	1,053,883	753,486			49,215	251,182
	乳幼児・児童医療費	104,581	19,114		8,607	12,592	64,268
	保育所運営費	339,171	745		46,825	47,773	243,828
	計	1,497,635	773,345		121,813	109,580	559,278
社会保険	国民健康保険会計繰出金	369,253	166,130		712	33,161	169,250
	介護保険会計繰出金	615,701	33,281			95,419	487,001
	計	984,954	199,411		712	128,580	656,251
保健衛生	予防費	84,873	1,704			13,626	69,543
	妊婦・乳児健康診査	24,185	301			3,913	19,971
	計	109,058	2,005			17,539	89,514
合計		2,591,647	974,761		122,525	255,699	1,305,043